

## ■ 緊急事態宣言時における課外活動の条件について

課外活動実施にあたっては、以下の条件をすべて満たす必要があります。

- ① 学生団体に対して、本部を設置するキャンパスから許可が下りていること
- ② 個人に対して、所属学部から許可が下りていること
- ③ 実施する活動について、学外行事届が受理されているまたは塾内の利用施設から許可が下りていること

上記をすべて満たした場合に、課外活動を実施することが可能です。同じ学生団体に所属していても、所属学部によって、一部個人の課外活動が制限される場合があります。

### ① 団体に対する本部設置キャンパス毎の活動許可状況

三田	日吉	矢上	信濃町	湘南藤沢	芝共立
○	○	○	△	○	○

### ② 個人に対する所属学部毎の活動許可状況

医学部	看護医療学部	薬学部
△	△	△

記載のない学部については、個人に対して課外活動を制限しません。

- ・看護医療学部にも所属する学生で、実習に参加する学生については、実習開始2週間前から、オンラインを除く課外活動の参加が認められません。
- ・薬学部にも所属する学生は、以下のリンク先の文章を確認してください。

<https://www.students.keio.ac.jp/com/life/extracurricular/files/shiba20210726.pdf>

※詳細は所属学部の学生生活担当に確認してください。

### ③ 学外行事届について

- ・「コロナ禍における学外行事届の申請手引き」を参照の上、手続きすること。
- ・会長と相談のうえ、会長による活動理由書を作成してもらうこと。
- ・受理／却下の状況は学生団体活動支援システムより確認可能。

## ■ 学内施設の利用可否

・各キャンパス内の施設の利用可否は、本申請とは別に、各キャンパスの施設が独自に判断するものです。利用にあたっては当該キャンパスおよび施設の利用可否を確認し、指示に従ってください。学内施設の利用可否については塾生サイトを参照してください。

- ・塾生サイト 新型コロナウイルス感染症への対応（塾生向け）

<https://www.students.keio.ac.jp/com/class/schedule/covid-19.html>